

「21世紀COEプログラム」(平成15年度採択)中間評価結果

機関名	東北大学	拠点番号	I 0 3
申請分野	社会科学		
拠点プログラム名称 (英訳名)	男女共同参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター (Gender Law and Policy Center) (略称 GELAPOC)		
研究分野及びキーワード	〈研究分野: 法学・政治学〉(法とジェンダー)(グローバル・イシュー)(法政策学)(男女共同参画)(国際人権)		
専攻等名	法学研究科(総合法制専攻、公共法政策専攻、トランスナショナル法政策専攻)、教育学研究科(総合教育学専攻、文学研究科(言語科学専攻)、工学研究科(航空宇宙工学専攻)、医学部附属病院(感覚器・理学診療科)		
事業推進担当者	(拠点リーダー名) 辻村 みよ子 教授 他 20名		

◇拠点形成の目的、必要性・重要性等: 大学からの報告書(平成17年4月現在)を抜粋

<p>&lt;本拠点がカバーする学問分野について&gt; 本拠点は法学・政治学を中心に、教育学・社会学・人類学・医学・工学等の諸分野を広くカバーする。既存の学問体系を再編成し、「ジェンダー法・政策」研究という新たな学問分野を確立することをめざしている。</p>
<p>&lt;本拠点の目的&gt; 本拠点の目的は、「男女共同参画」実現のためのジェンダー法・政策研究・教育、内外の研究機関・地方公共団体・弁護士会等との連携活動を通して、具体的な政策実践に資することである。研究・教育の成果を、ジェンダー法・政策研究叢書(全12巻)や研究年報(和文・欧文)、ニューズレター、webサイトなどによって世界に公表するとともに、国際シンポジウム・国際セミナーなどを数多く開催して、欧米とアジアを結ぶ研究・教育拠点を形成する。教育面では、COE研究会や実態調査・海外調査・海外拠点派遣等によって大学院生・研究員・留学生らの教育効果を高め、同時に法科大学院・公共政策大学院等における演習等をとらしてジェンダー・センシティブな法曹実務家、政策担当者を育成することをめざす。</p>
<p>&lt;計画: 当初目的に対する進捗状況等&gt; 当初の計画のとおりに行っている。まず、学外連携拠点としてジェンダー法・政策研究センターを開設し、約4000冊の蔵書を擁する内外でも有数の資料センターとして機能させた。同時に地方公共団体や弁護士会、ジェンダー法学会などとの連携・活動の基盤を確立し、活動の成果を、研究叢書第1―3巻(2. 3巻は2005年3月刊行予定)や研究年報第1号、ニューズレターNO. 1―NO. 6、webサイトで公表した。6つのクラスター主催の研究会を2005年1月までに32回、海外の研究者のべ15名近くを招いた国際セミナーを2回開催するとともに、フランス・アメリカ・韓国から7名を招いて第1回国際シンポジウムを開催した。海外連携拠点としてパリ拠点を開設して、大学院生・研究員等を9名を派遣したほか、韓国への視察調査や各研究員の海外調査等も実施し、法科大学院・公共政策大学院では「ジェンダーと法」演習を開講した。</p>
<p>&lt;本拠点の特色&gt; 本拠点の特色は、法学・政治学を中心にジェンダー問題を理論的に解明し、研究・教育の成果を国内外の政策実践に還元することをめざす点にある。法学・政治学を中心としたジェンダー研究センターは世界でも珍しく、欧米とアジアを結ぶネットワーク拠点、地方公共団体や弁護士会等との連携拠点としての活動成果を叢書刊行等によって内外に公表するとともに、法科大学院等での教育実践を通して、ジェンダー・センシティブな指導的人材を育成し、人権政策・女性政策等にフィードバックさせることを目的とする点で特徴を有する。</p>
<p>&lt;本拠点のCOEとしての重要性・発展性&gt; 男女共同参画社会の形成にとって、政策課題を念頭においた法学・政治学の観点からのジェンダー問題分析は不可欠であり、研究叢書第1巻のテーマであるポジティブ・アクションの問題など重要な政策課題に関する研究は将来の発展性が大きいと考える。また、ジェンダーに敏感な大学院生・若手研究者・法曹実務家等の育成は、法科大学院や研究教育機関にとって重要な課題であり、ジェンダー教育クラスターを中心に教育方法や教材をも視野に入れた取組は、今後の男女共同参画社会形成の上で重要な成果になる。</p>
<p>&lt;本プログラム終了後に期待される研究・教育の成果&gt; 5年間の研究成果がジェンダー法・政策研究叢書全12巻、研究年報(欧文・和文)各5巻、ニューズレター全18号などの形で体系的に世に問われることになる。特に叢書第12巻等で公表する政策提言は、国や地方公共団体の男女共同参画政策に生かされることが期待される。また、法科大学院等のジェンダー法教育は以後も継続して実施する予定であり、研究教育の成果を法曹実務家や政策担当者の将来に託すことができる。</p>
<p>&lt;本拠点における学術的・社会的意義等&gt; 2003年にジェンダー法学会が創設され2004年からの法科大学院でジェンダー法が開講されるなど、ジェンダー問題を法学の観点から研究する環境は整いつつある。本拠点の成果がそれらの傾向と相乗作用を発揮し、本拠点が主催する国際シンポジウムや公開研究会の成果を内外の研究機関が利用することができれば、学術的・社会的に大きな貢献をすることができる。</p>

◇21世紀COEプログラム委員会における評価

<p>(総括評価) 当初目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要と判断される。</p>
<p>(コメント) 本プログラムの進行は、第1段階=ジェンダー問題に関する啓蒙・運動・開発、第2段階=プログラム全体に流れる理論の構築、理論的武装、第3段階=以上を踏まえた政策的提言、の3段階に区分することができる。 これまで、多面の領域につき横断的に、6つのクラスターの作業、研究センターの開設、パリ拠点の設置、シンポジウムの開催、機関誌の発刊等を通して、極めて活発・旺盛な活動が展開されており、第1段階については、相当程度、本プログラムは、狙いに叶った実質的な成果を上げつつあると見てよい。第1段階にかなりの時間を要したのも、新しい分野の性格上、やむをえないところであろう。すなわち、研究の社会的・制度的・実践的条件はかなり整備されてきている。 ただし、現時点では、他学問領域の角度も取り入れて理論武装し、知的基盤を築くという第2段階への橋渡しは、具体的な形として見えておらず、また法・政策・実証のもととなるアプローチの手法も十分には精練されていない。本プログラムには、ジェンダー法学会の軸としての展開が期待されているところでもあり、さらにネットワークを広げながら、これからは第3段階を見据えた上で、少し歩を急ぎ、第2段階の目標を実現させていくことが望まれる。</p>